

り災証明書 申請受付・発行について

令和4年8月13日からの台風8号により住家等に被害を受けた方の、り災証明書の申請を以下のとおり受け付けます。

- ・ 受付場所 松崎町役場総務課 消防防災係
- ・ 受付日時 令和4年8月30日(火)から9月30日(金)まで
平日8時15分から17時まで(土・日・祝日除く)
- ・ 持ち物 ①印鑑 ②(お持ちの方は)被害状況の写真
- ・ その他 郵送による申請についても可能です。

証明書交付に係る手数料は無料です。

※申請受付後、被害程度の調査を基に証明書を発行します。現地調査や交付事務の都合により発行までに時間を要する場合があります。

り災証明書とは・・・

対象となる被害：建物の全壊・半壊・床上浸水・床下浸水など

自然災害により住家等が被災して破損した場合、建物の被害調査を基に災害による被害の程度を証明するものです。この証明書は、生活再建を支援する各種支援策や民間の災害保険の申請に必要となる場合があります。

※被害程度によって災害見舞金や固定資産税の減免等の対象となります。

【送付先】

〒410-3696
賀茂郡松崎町宮内301-1

【問合せ先】

担当：総務課消防防災係 奥山
電話：42-3963